



設立趣旨書 〈2014(平成26)年1月21日 設立総会にて承認〉

① 帰る場所のない子どもたち

子どもが家庭内で虐待を受け生命身体に危険が及んでいるために、家庭から一時的に離れ、適切な保護を必要とするケースは年々増加しています。

また、虐待だけではなく、非行をしても帰る所さえあれば社会内での更生が可能であるにもかかわらず帰る場所がみつからず少年院に行かざるを得ない子ども、自立を目指して施設を退所した後に、自立を失敗してしまい施設に帰ることもできない子ども、若年で妊娠して家を飛び出した子ども、交際相手から暴力を受けた子どもなど、「今晚安心して泊まる場所がない」という状態にいる子どもたちがいます。

② 子どもシェルターの必要性

家庭での不適切養育のために家庭から一時引き離さなければならなくなった子どもを、緊急に保護する制度として、児童相談所の一時保護があります。

しかし、虐待通告件数が増加している近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護を実施せざるを得なかったり、様々な背景を有する子どもたちを同じ場所で援助したりすることの困難さが課題として指摘されています。

家庭から見捨てられ、住むところもお金もない、これから先、どこでどうやって生活していけばよいのかのあてもなく、生命身体の危機にある子どもから助けを求める声が入った場合に、既存の福祉制度、司法制度の枠組みにとらわれずに、子どもの安全が守られる場所を確保することが必要です。そのために私たちは、子どもシェルターと自立援助ホームを開設したいと考えました。

また、子どもシェルターを必要とする子どもたちがいる限り、活動は継続しなければなりません。そのため、NPO法人を設立する必要があります。

平成16年、東京弁護士会の弁護士有志が中心となり、NPO法人を立ち上げて東京都内に日本初の子どものシェルター「カリヨン子どもの家」が設立されました。その後も、弁護士が中心となり、NPO法人を取得して、神奈川県「てんぼ」、愛知県の「パオ」、岡山県の「モモ」、広島県の「ピピオ」、京都府の「ののさん」、福岡県の「そだちの樹」、和歌山県の「るーも」、札幌の「レラピリカ」が開設され、日本全国各地に子どもシェルターが広がっています。

③ 子どもシェルターの活動

子どもシェルターは、できるだけ一般の家庭の雰囲気に近い小規模な住環境を提供できるように設備を整え、手作りの食事と清潔な衣服や下着を無償で提供します。そして、そこには、子どものそばに寄り添い、子どもが楽しく落ち着いて生活できるようにスタッフが24時間常駐します。

入居した子どもには一人一人に担当の弁護士が選ばれ、弁護士、子どもシェルタースタッフ、児童福祉関係機関が、連携しながら子どもの抱えている困難な課題について、子どもが自らの力で成長することを信じて見守りながら、子どもと一緒に解決策を探し、必要な支援を行っていきます。

④ 子どもシェルター設立の宣言

私たちは、児童憲章で「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と謳われているように、全ての子どもが生活が保障され、心身ともに健やかに成長することを目指し、児童福祉関係機関と連携し、子どもの安全が守られ、自らの力で成長し、社会の中で暮らす次の場を見つけるための場所として、特定非営利活動法人子どもセンターぽるとを設立します。